

公立大学法人富山県立大学教育研究奨励寄附金取扱要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、教育研究奨励寄附金（以下「奨励寄附金」という。）の取扱いについて、公立大学法人富山県立大学寄附取扱細則（以下「寄附細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において奨励寄附金とは、本学における教育研究の奨励を目的として、理事長が次に掲げる経費に充てるため受入れを決定したものをいう。

- (1) 学術研究に要する経費
- (2) その他教育研究の奨励に必要な経費

(寄附の申込み)

第 3 条 寄附者は、寄附細則第 3 条第 1 項に定める寄附申込書（様式第 1 号）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、奨励寄附金の目的が第 2 条の各号に該当する場合は、第 1 項に規定する寄附申込書のほか、次に掲げる書類を当該寄附金に係る学術研究を担当する職員に提出させるものとする。

- (1) 教育研究奨励寄附金使途計画書（様式第 2 号）
- (2) その他理事長が特に必要と認める書類

(職員個人が受け入れた現金等の取扱い)

第 4 条 本学の職員が寄附を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員が改めて、本学に寄附しなければならない。

- (1) 当該職員の職務上の教育、研究を援助しようとするもの。
- (2) 当該寄附金をもって本学の施設・設備等を使用して業務を実施するための経費に充

てようとするもの。

(寄附金受入れの決定及び受諾の通知)

第5条 理事長は、第3条及び第4条の申込みがあった場合は、その内容に関してあらかじめ学長と協議し、適当と認めるときは受入れを決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、寄附申込者に寄附細則第5条に定める寄附受入通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。